

# 石田 やすひろ

宮前ガバナンス・市政報告



## 犯罪被害者等支援条例施行から1年！ 令和5年度予算案を予算議会で質疑

令和5年3月7日の予算審査特別委員会で

3点のテーマについて質疑しました。その1つ、「犯罪被害者等支援事業」について質しました。平成30年12月の川崎市議会定例会において、支援条例の制定を求め一般質問を行っていました。当時、条例制定の考え方を質すと、本市の答弁では「より被害者の方々に寄り添う事ができる支援方法等について、調査研究を進めてまいります。」と述べていました。

令和3年12月定例会において「川崎市犯罪被害者等支援条例」が賛成多数で可決、成立しました。議会において数多くの議論を踏まえ、3年余の時を得てようやく条例制定に至りました。令和4年4月より施行しています。施行後、約1年の時を経て、制度を検証する議論を行いました。

本市の課題として、「新たな犯罪被害者等支援施策」について「基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添った支援が求められているため、既に支援を実施している県との役割分担を踏まえた上での支援制度の構

築は喫緊の課題」としていました。

県の支援条例に基づき、発生後から初動期支援として県が主体となって支援をします。その後、県と市の連携により、求めに応じて、市のワンストップ支援窓口を引き継ぎます。そこから、相談支援や日常生活支援に繋がります。条例施行後、県や神奈川県警察との連携は一層重要となります。

犯罪被害者等支援相談窓口については、平成20年5月から川崎市役所内の「犯罪被害者等支援相談窓口」にて対応していました。令和2年度の相談件数は25件、令和3年度では47件の実績でした。本市の条例施行以降、新たに「ワンストップ支援窓口」として機能強化しました。

相談実績は令和4年4月から令和5年1月末時点で、延べ138件となりました。内訳は交通事故に関するもので29件、性暴力が26件、傷害・暴行が24件等でした。相談件数は前年度比で約3倍以上となっています。

裏面へ続く

### プロフィール

元川崎市議会議長、市立犬蔵中学校卒業、明治大学公共政策大学院卒業、現在、川崎市議会スポーツ振興議員連盟会長、川崎の都市農業を推進する会会長

### ホームページ



### 政務活動事務所

石田やすひろ事務所  
〒216-0035  
住所 川崎市宮前区馬絹6-24-26  
TEL 044-861-6870  
FAX 044-854-0798  
mail: miyamae@ishidayasuhiro.com

# 犯罪被害者に寄り添いを！ ～ 条例施行1年を検証～

本市条例の特長は、支援対象者にあります。県の支援の対象外となっている粗暴犯（傷害、暴行犯）、知能犯（詐欺）等を含めており、法律相談やカウンセリングを行います。令和4年4月から令和5年1月末までの時点での支援における実績は、経済的支援として見舞金5件、日常生活支援として配食3件、家事等11件、住居支援として緊急避難2件で、計11件となっています。令和5年度予算では、事業費1千248万3千円を計上しており、支援にかかる経費として負担金補助、交付金、報償費等を計上しています。

神奈川県においては前述したように、平成21年4月1日「犯罪被害者等支援条例」を施行しています。県の支援対象は原則、凶悪犯（殺人・重傷傷害（全治1ヶ月以上）、風俗犯（性犯罪）、重大な交通事故（危険運転致死傷罪、死亡、全治3ヶ月以上の重傷事件）等、心身に被害を受けられた方や、その家族等です。

神奈川県内の支援内容は、10回までのカウンセリングや、3日以内のホテル宿泊、原則3ヶ月以内の県営住宅一時利用、不足の経費用として生活資金貸し付けとなっています。



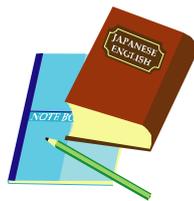
令和5年3月7日 予算審査特別委員会で質問する石田やすひろ議員

条例制定後の相談件数の増加は、被害者等の精神的な負担の軽減に向けて相談

をする機会を増やすという意味で、一定の効果があがっている事が質疑して分かりました。令和5年度における「ワンストップ支援窓口」の体制強化を図るべきだと提案しました。住居支援と経済的支援についても、新たな支援の実績はありました。

条例制定の効果も表れていると理解します。議会質疑の中で、令和5年度においても、本市と神奈川県警察被害者支援室との着実な連携を求めました。条例施行後のこれまでの1年の実績を踏まえた上で、支援を必要とされている市民に寄り添うよう、継続した取組みを要望しました。

## かわさき電子図書館 いざオープン！読書のまち



川崎市立図書館における、読書の選択肢は拡がります。「読書のまち」を推進するため、市内外に向けて標榜している自治体は数多くあります。

検索エンジンで「読書のまち」とサーチすると、アルゴリズムにより本市の名前は上位に表示されます。平成12年に「読書のまち・かわさき」事業を始め、家庭・地域・学校・行政による連携した取り組みも定着してきました。筆者も読書を趣味とし、人生を豊かなものにしていきます。近年では、ネットを通じて電子書籍をアプリで購入する機会も増えました。タブレットの本棚には、電子書籍のメリットは、本の置き場を必要とせず、時と場

所を選ばず読書を楽しむ事ができます。本市では、ネットでも購読できる電子書籍等を貸し出す「かわさき電子図書館」のサービスを始めます。図書館に訪れ、本来の読書の良さを楽しむもよし、電子書籍を楽しむもよし、読書の選択肢が増える事になります。

令和5年3月21日（火）午前10時からサービスの提供を始めました。図書館に行かなくても、手元の端末で電子書籍を予約、貸出、返却可能隣ります。利用可能な条件は、本市に在住、在勤、在学者を対象としています。利用可能な図書数は5千点（一般図書4千点・児童1千点程度）です。貸出期間は2週間までで、上限を3点までとしています。

利用料金は公立図書館なので、勿論、無償です。貸出までの手続きは、川崎市立図書館のホームページにアクセスし、「かわさき電子図書館」のバーナーを押すか、表面の二次元コードからアクセスします。

本来の公立図書館の役割は、図書による「つながり」と「学び」を得る空間としての場を提供する役割を担う事です。その一方で、インターネットの普及により、書籍をネットで購入したり借りたり出来る時代となりました。

本市の図書館にも、ようやくその電子書籍のレンタル事業を導入する時を迎えました。IoTの活用が進む時代を迎え、今後において電子図書館を拡大し利便性を高め、市民サービスの拡充へ向かうべきだと考えます。今後の議論の中で、他都市の先行事例も踏まえて、継続した議論を行ってまいります。